

○津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱

令和5年1月23日

訓令第1号

(目的)

第1条 この要綱は、津幡町ふるさと寄附金取扱要綱（平成25年津幡町訓令第7号）の規定に基づき津幡町に寄附をした町外に在住する寄附者に対し、お礼の意味を込めた津幡町の特産品やサービス等を提供する事業者の募集及び決定並びに返礼品の取扱い及び提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協力事業者 特産品等の提供をしている事業者のうち、この要綱に基づき町長の承認を受けたもの
- (2) 返礼品 次のいずれかに該当するもの
 - ア 津幡ブランド認定要綱（平成27年津幡町告示第97号）第7条第1項の規定により認定された津幡ブランド認定品
 - イ 町内で生産されている石川ブランド製品認定制度実施要綱第6条第1項の規定により認定された石川ブランド製品
 - ウ 津幡町が提供するサービス
 - エ 協力事業者が取り扱う特産品やサービス等で、第6条の規定により町長の承認を受けたもの
 - オ 町長が特に必要と認めるもの

(協力事業者の登録要件)

第3条 協力事業者に登録できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、各号の要件を満たす者であっても、町長が協力事業者として適当ではないと判断した場合は承認しないことができるものとする。

- (1) 町内に事業所等がある法人、団体又は個人事業者であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農産物等を原料に加工、製造及び販売を行い、町をPRしていると認められる場合は、この限りでない。
- (2) 町税等に未納がないこと。
- (3) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工、販売又はサービスの提供を行っていること。

(4) 津幡町暴力団排除条例（平成24年津幡町条例第9号）第2条第1号及び第3号に規定するもの並びにこれらのものと密接な関係を有する者でないこと。

(5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

（返礼品の要件）

第4条 協力事業者が提供する返礼品は、次の各号のいずれにも該当する品であること。

(1) 次のいずれかに該当するものであること。

ア 町内で生産されたもの

イ 原材料の主要な部分が町内で生産されたもの

ウ 製造又は加工等の工程の主要な部分を町内で行うことで付加価値が生じているもの

エ 町内で生産されたものであって、流通構造上近隣他市町で生産されたものと混在が避けられないもの

オ 本町の広報の目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するもの

カ アからオまでに掲げるものが返礼品の主要な部分を占め、当該返礼品と関連性のあるものとを合わせて提供するもの

キ 町内で体験又は提供できるサービス

(2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節又は収穫時期によって提供が限定的になる場合は、提供可能期間において安定供給が見込めることであること。

(3) 食料品については、寄附者へ到着後、一定期間の賞味期限が保証されるものであること。

(4) 次のいずれにも該当するものでないこと。

ア 金銭類似性の高いもの

イ その他ふるさと納税に関する総務省からの各種通知の趣旨に反するもの

（申請）

第5条 協力事業者及び返礼品の承認を受けようとする者は、次の書類等を町長に提出するものとする。

(1) 津幡町ふるさと納税協力事業者登録申請書（様式第1号）

(2) 津幡町ふるさと納税返礼品登録申請書（様式第2号）

(3) 見本品等返礼品の詳細が分かるもの

(4) 誓約書(様式第3号)

(登録の承認)

第6条 町長は、前条の申請があった場合は、ふるさと納税返礼品審査委員会(以下「審査委員会」という。)にて当該申請の内容を審査し、登録の可否について、津幡町ふるさと納税協力事業者登録承認(不承認)通知書(様式第4号)、津幡町ふるさと納税返礼品登録承認(不承認)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(審査委員会)

第7条 協力事業者及び返礼品登録申請の可否を審査するため審査委員会を設置する。

2 審査委員会は、委員長及び委員6人をもって組織する。

3 委員長は副町長をもって充てる。

4 委員は総務部長、町民生活部長、健康福祉部長、産業建設部長、教育部長、産業建設部商工観光課長をもって充てる。

5 委員長は審査委員会を代表し、会務を総理する。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

7 委員長が、必要があると認めたときは、審査委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

8 審査委員会の庶務は、産業建設部商工観光課において処理する。

(承認の有効期限)

第8条 協力事業者及び返礼品の登録承認の有効期限は、承認された年度の翌年度末までとする。

ただし、有効期限の満了の日までに、協力事業者から次条による登録の取消しの申請又は町長から第11条第1項に規定する登録の取消通知がない場合は、自動的に1年の期間で更新されるものとする。

(登録内容の変更)

第9条 協力事業者は次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに津幡町ふるさと納税協力事業者登録内容変更申請書(様式第6号)又は津幡町ふるさと納税返礼品登録内容変更申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(1) 協力事業者の氏名、名称又は代表者を変更したとき。

(2) 返礼品の金額又は内容等を変更したとき。

(3) 返礼品の生産又は製造を廃止若しくは中止したとき。

(4) その他申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(登録内容変更の承認)

第10条 町長は、前条の申請があった場合は、必要に応じ審査委員会にて当該申請の内容を審査し、登録内容変更の可否について、津幡町ふるさと納税協力事業者登録内容変更承認（不承認）通知書（様式第8号）、津幡町ふるさと納税返礼品登録内容変更承認（不承認）通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(登録の取消し)

第11条 町長は、協力事業者及び返礼品が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。この場合において、当該協力事業者に対し、津幡町ふるさと納税協力事業者登録取消通知書（様式第10号）、津幡町ふるさと納税返礼品登録取消通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(1) 第3条及び第4条に定める要件に適合しなくなったと認められたとき。

(2) 提出書類に虚偽があったとき。

(3) 町に損害を及ぼす行為があったとき。

(4) 第9条の規定により、取消しの申出があったとき。

2 前項の規定にかかわらず、協力事業者が倒産した場合は、通知を省略して登録を取り消すことができる。

(協力事業者の責務)

第12条 協力事業者は、この要綱の規定を誠実に順守しなければならない。

2 返礼品の提供において事故等の問題が生じたときは、協力事業者がその責任を負うものとする。この場合において、協力事業者は、当該問題の内容について、速やかに町長に報告しなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

附 則（令和5年6月12日訓令第5号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（令和7年3月17日訓令第4号）

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

津幡町ふるさと納税協力事業者登録申請書

年 月 日

（宛先）津幡町長

津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第 5 条の規定により、次のとおり申請します。

また、この申請の審査のため、町税等の納付状況を調査することに同意します。

所在地	〒 ー									
事業者名	フリガナ									
代表者役職・氏名	フリガナ									
事業者情報	電 話 番 号 : F A X : E - m a i l : ホームページ: ☐ 有 ☐ 無 U R L ()									
業種・業務内容										
担当者連絡先	※代表者氏名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 フリガナ 担 当 者 名 : 電 話 番 号 : F A X : E - m a i l :									
金融機関	銀行・農協 信金			本支店名			本店・支店 出張所			
預金種目	普通・当座	口座番号								
フリガナ										
口座名義										

様式第2号（第5条関係）
津幡町ふるさと納税返礼品登録申請書

年 月 日

（宛先）津幡町長

所 在 地 〒
事 業 者 名
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

商 品 名	フリカナ -----		
①商品の内容 （内訳・量・規格）			
②商品の提供価格	_____ 円（消費税含む）		
③商品説明1 ※ポータルサイト等 で掲載される内容に なります。	※PRしたいこと、食べ方・使い方など		
④商品説明2 ※該当する項目に ☒ チェックを付けて ください。	☐ 町内で生産されたもの ☐ 原材料の主要な部分が町内で生産されたもの ☐ 製造又は加工等の工程を町内で行い付加価値が生じているもの ☐ 町内で生産され他市町で生産されたものと混在が避けられないもの ☐ 広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等 ☐ 要件を満たす返礼品と関連性のあるものとを合わせて提供するもの ☐ 町内で体験又は提供できるサービス		
⑤賞味・使用期限	※生もの、加工品等の場合 ☐ 製造日から _____ 日間 ☐ 商品発送日から _____ 日間		
⑥配送方法	☐ 常温 ☐ 冷蔵 ☐ 冷凍		
⑦送料	※東京へ発送した場合の金額 _____ 円（梱包料含む）		
⑧受付発送可能時期 （見込み）	☐ 通年商品 ☐ 期間限定品（ _____ 月から _____ 月まで） ☐ 個数限定品（ _____ 個限定） ☐ 受注生産品		
⑨その他注意事項	※商品の保存方法・アレルギーなど		
商品に関する 問合せ先	担当者名 電 話： E-mail：		

（注）商品等の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付してください。

様式第3号（第5条関係）

誓約書

年 月 日

（宛先）津幡町長

所 在 地

事 業 者 名

代表者氏名

私は、津幡町ふるさと納税協力事業者登録申請及び返礼品登録申請において、下記事項の応募要件を満たすものであることを誓約いたします。

なお、下記事項に反する場合、登録の取消し等、貴町が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 津幡町ふるさと納税協力事業者登録申請書及び返礼品登録申請書の記載事項等は真実に相違ないこと。
- 2 津幡町税等に未納の無いものであること。
- 3 個人情報の保護に関する法律及び関係法令を遵守し個人情報を適切に取り扱うことができるものであること。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び津幡町暴力団排除条例に規定する、暴力団、暴力団員又は当該暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- 5 上記の事由の有無の確認のため、町が行う調査については、これに同意するとともに、町が調査に必要な書類の提出を求めた場合は、速やかに提出すること。

様式第 4 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長 印

津幡町ふるさと納税協力事業者登録承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町ふるさと納税協力事業者登録については、次の
とおり決定したので津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第 6 条の規定により通知します。

協力事業者名	
登録の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
特記事項 (不承認の理由)	

様式第 5 号（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長 印

津幡町ふるさと納税返礼品登録承認（不承認）通知書

年 月 日付で申請のあった津幡町ふるさと納税返礼品登録については、次のとおり決定したので津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第 6 条の規定により通知します。

協力事業者名		
1	商品名	
	登録の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
2	商品名	
	登録の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
3	商品名	
	登録の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
4	商品名	
	登録の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
5	商品名	
	登録の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	

様式第6号（第9条関係）

津幡町ふるさと納税協力事業者登録内容変更申請書

年 月 日

（宛先）津幡町長

協力事業者登録内容を変更したいので、津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

変更内容	☐ 協力事業者登録内容変更		☐ 協力事業者登録取消	
変更理由				
変更日	年 月 日			
所在地	〒 ー			
事業者名	フリガナ			
代表者役職・氏名	フリガナ			
事業者情報	電 話 番 号 : F A X : E - m a i l : ホームページ : ☐ 有 ☐ 無 URL ()			
業種・業務内容				
津幡町への業者登録の有無	☐ 有 ☐ 無			
担当者連絡先	※代表者氏名・事業者情報と異なる場合のみご記入ください。 フリガナ 担 当 者 名 : 電 話 : F A X : E - m a i l :			
金融機関	銀行・農協 信金		本支店名	本店・支店 出張所
預金種目	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

(注) 太枠は必須項目となっています。そのほかの項目については変更箇所のみ記載してください。

様式第7号（第9条関係）
津幡町ふるさと納税返礼品登録内容変更申請書

年 月 日

（宛先）津幡町長

所 在 地 〒
事 業 者 名
代 表 者
電 話 番 号

返礼品登録内容を変更したいので、津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第9条の規定により、次のとおり申請します。

商品名	刀がナ		
変更内容	☐ 返礼品登録内容変更	☐ 返礼品登録取消	
変更理由			
①商品の内容 （内訳・量・規格）			
②商品の提供価格	円（消費税含む）		
③商品説明1 ※ポータルサイト等で掲載される内容になります。	※PRしたいこと、食べ方・使い方など		
④商品説明2 ※該当する項目に ☒ チェックを付けてください。	☐ 町内で生産されたもの ☐ 原材料の主要な部分が町内で生産されたもの ☐ 製造又は加工等の工程を町内で行い付加価値が生じているもの ☐ 町内で生産され他市町で生産されたものと混在が避けられないもの ☐ 広報目的で生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズ等 ☐ 要件を満たす返礼品と関連性のあるものとを合わせて提供するもの ☐ 町内で体験又は提供できるサービス		
⑤賞味・使用期限	※生もの、加工品等の場合 ☐ 製造日から 日間 ☐ 商品発送日から 日間		
⑥配送方法	☐ 常温 ☐ 冷蔵 ☐ 冷凍		
⑦送料	円※東京へ発送した場合の金額		
⑧受付発送可能時期 （見込み）	☐ 通年商品 ☐ 期間限定品（ 月から 月まで） ☐ 個数限定品（ 個限定） ☐ 受注生産品		
⑨その他注意事項	※商品の保存方法・アレルギーなど		
商品に関する 問合せ先	担当者名 電 話： E-mail：		

（注）太枠は必須項目となっています。そのほかの項目については変更箇所のみ記載してください。

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長 印

津幡町ふるさと納税協力事業者登録内容変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町ふるさと納税協力事業者登録内容変更については、次のとおり決定したので津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第 1 0 条の規定により通知します。

協力事業者名	
登録内容変更の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
特記事項 (不承認の理由)	

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長 印

津幡町ふるさと納税返礼品登録内容変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった津幡町ふるさと納税返礼品登録内容変更については、次のとおり決定したので津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第 1 0 条の規定により通知します。

協力事業者名		
1	商品名	
	登録内容変更の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
2	商品名	
	登録内容変更の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
3	商品名	
	登録内容変更の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
4	商品名	
	登録内容変更の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	
5	商品名	
	登録内容変更の可否	☐ 承認 ☐ 不承認
	特記事項 （不承認の理由）	

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長 印

津幡町ふるさと納税協力事業者登録取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した津幡町ふるさと納税協力事業者について、
次のとおり登録を取り消したので津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第 1 1 条の規定により通知
します。

協力事業者名	
登録取消日	年 月 日
取消理由	

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

様

津幡町長 印

津幡町ふるさと納税返礼品登録取消通知書

年 月 日付け 第 号で承認した津幡町ふるさと納税返礼品について、次のとおり登録を取り消したので、津幡町ふるさと納税返礼品取扱要綱第 1 1 条の規定により通知します。

協力事業者名		
1	商品名	
	登録取消日	年 月 日
	取消理由	
2	商品名	
	登録取消日	年 月 日
	取消理由	
3	商品名	
	登録取消日	年 月 日
	取消理由	
4	商品名	
	登録取消日	年 月 日
	取消理由	
5	商品名	
	登録取消日	年 月 日
	取消理由	

様式第 1 号（第 5 条関係）

様式第 2 号（第 5 条関係）

様式第 3 号（第 5 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 6 条関係）

様式第 6 号（第 9 条関係）

様式第 7 号（第 9 条関係）

様式第 8 号（第 1 0 条関係）

様式第 9 号（第 1 0 条関係）

様式第 1 0 号（第 1 1 条関係）

様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）